

市立学校園施設使用願

芦屋市教育委員会 宛

使用団体名称 _____
及び代表者名 _____
TEL (_____) _____

芦屋市立学校使用条例・施行細則に基づき、下記のとおり施設の使用を申し込みます。
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申 込 者	住 所			TEL (_____) _____	
	所 属 又は 職 名		氏 名		
使用学校園名	芦屋市立 (_____) ☐ 幼稚園 ☐ 小学校 ☐ 中学校 ☐ 高等学校				
使 用 日 時	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____) ※複数日にわたる場合は別添日程表を提出ください。				
	☐ 午前 _____ 時 _____ 分 ~ ☐ 午前 _____ 時 _____ 分 (_____ 時間 _____ 分) ☐ 午後 _____ 時 _____ 分 ~ ☐ 午後 _____ 時 _____ 分 (_____ 時間 _____ 分)				
使 用 場 所	☐ 運動場 ☐ 体育館 ☐ (_____) 室 ☐ 遊戯室 ☐ 保育室				
使 用 備 品	☐ 体育館シート ☐ 机 (_____) 脚 ☐ 椅子 (_____) 脚 ☐ (_____)				
使 用 内 容	会 合 名				
	内 容				
	参加対象			参加予定人員	_____ 人
使 用 責 任 者	住 所			TEL (_____) _____	
	所属又は職名		氏 名		

※ 申込みにあたっては、裏面の注意事項をお読み下さい。

※この枠内は、教育委員会処理欄につき記入しないで下さい。

部 長	課 長	課長補佐	係 長	担 当	教職員課	教職員課
学校長	教 頭	園 長				

☐ 教育委員会から許可します。

☐ 学校園長から許可します。

特記事項

許可発行日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	----- -----
許 可 番 号	No. _____	
施設使用料	☐ _____ 円	
使用料免除 の適用項目	☐ 芦屋市立学校使用条例 _____ 第 _____ 条 第 _____ 項 第 _____ 号により免除します。	
	☐ 芦屋市立学校使用条例施行細則 第 _____ 条 第 _____ 項 第 _____ 号により免除します。	

＜施設使用願＞ 注意事項

①施設利用を希望する場合は、当該使用施設へ直接お申込み下さい。

②学校園長を經由して、施設使用日の7日前までに教育委員会に願書が届くように提出して下さい。

使用日が申請して7日以内のものは受付できませんので、ご注意願います。

③施設使用については、学校園の行事・運営が優先しますので、事前に学校園と日程調整をお願いします。

④施設を利用しての大会や催し等については、内容・趣旨等が掲載された計画書やパンフレット等を添付し、事前協議をお願いします。

⑤営利を目的としないが、寄附金・カンパ・会費その他これに類する金銭を徴収する場合は、収支計算書を提出して下さい。

⑥施設使用料が発生する場合は、ご使用になる前に指定の納付書にて使用料を振り込んでください。

なお、使用料を納付後、悪天候・台風・地震等天災並びに急な学校行事等でご使用になる日が使用できなかった場合に限り、その旨教育委員会管理課に申し出てください。一度納入したお金は学校使用条例に基づき、返金できませんが同年度内に限り、次回使用日の料金に振替えさせていただきます。

但し、個人・団体の都合等で使用日に使用しなかった場合は、使用料の振替えは出来ません。また、使用したものとして取り扱います。

⑦施設利用に関して、各年度処理を行なっている関係上、年度を越えての申請書は受付できませんので。改めてその年度について申請願います。

⑧施設使用の公平性を図るため、1団体の同施設予約申請は3ヶ月分迄を一区切りとして申請願います。(3ヶ月を超えての予約は受付できません。)

種 別	使 用 料		
	昼間 午前8時～午後5時	夜間 午後5時～午後9時30分	昼夜間 午前8時～午後9時30分
講堂（体育館）	4,320円	5,760円	10,080円
遊戯室	2,160円	2,880円	5,040円
教室・保育室その他の1教室につき	1,720円	2,590円	4,310円
校庭・園庭	午前 1,440円 午後 1,440円	2,160円	3,600円

※ 校庭夜間照明設置施設 芦屋市立潮見小学校（浜風小学校は使用不可です。）

印

芦屋市立学校使用条例に基づき、下記のとおり施設の使用を許可します。

申 込 者	住 所			TEL () -
	所 属 又は 職 名		氏 名	
使用学校園名	芦屋市立 () ☐ 幼稚園 ☐ 小学校 ☐ 中学校 ☐ 高等学校			
使 用 日 時	令和 年 月 日 () ☐ 別紙日程表のとおり			
	☐ 午前 時 分 ～ ☐ 午前 時 分 (時間 分) ☐ 午後 時 分 ～ ☐ 午後 時 分 (時間 分)			
使 用 場 所	☐ 運動場 ☐ 体育館 ☐ () 室 ☐ 遊戯室 ☐ 保育室			
使 用 備 品	☐ 体育館シート ☐ 机 () 脚 ☐ 椅子 () 脚 ☐ ()			
使 用 内 容	会 合 名			
	内 容			
	参加対象		参加予定人員	人
使用責任者	住 所			TEL () -
	所属又は職名		氏 名	

※下記については、教育委員会処理欄につき記入しないで下さい。

許可発行日	令和 年 月 日
許 可 番 号	No.
施設使用料	☐ 円
使用料免除 の適用項目	☐ 芦屋市立学校使用条例 第 条 第 項 第 号により免除します。
	☐ 芦屋市立学校使用条例施行細則 第 条 第 項 第 号により免除します。

施設使用上の注意

- ①施設使用前日までに、学校園で鍵を受け取って下さい。
- ②施設利用日には、必ず『市立学校園施設使用許可書』を持参して下さい。
- ③施設使用許可以外の施設以外への立入り及び設備備品類の使用は禁止します。
- ④体育館の行事で、机・椅子等を利用される場合は、備え付けのフローシートを敷いてご利用下さい。
- ⑤体育館での運動には、体育館シューズを持参し着用して下さい。
- ⑥学校園敷地内（敷地の周囲※含む。）・建物内での喫煙は禁止しています。
発見した場合は、次回からの使用を自粛していただきます。
施設内・敷地内での飲食については、学校園と事前協議願います。
※敷地の周囲とは、たばこの煙が届く範囲をいいます。
- ⑦用具・備品類については丁寧に使用して下さい。使用後は、元にあった場所へ必ず戻しておいて下さい。
- ⑧運動場・園庭でのスパイク使用については、安全性や使用後の整備等を、学校と事前に協議願います。
- ⑨運動場に自動車・バイク等の車両の乗り入れは出来ません。
大会等で乗り入れる場合は、学校園・教育委員会に事前協議願います。
- ⑩運動場・園庭での火器類（花火・焚き火等）は使用しないで下さい。
- ⑪施設使用後は、ガス・電気・水道を点検し施錠して下さい。また、鍵は当日または、翌日中に学校園へ必ず返却して下さい。
- ⑫施設使用に際して出てきたゴミは各自で必ずお持ち帰り下さい。
- ⑬施設に損傷を与えた場合は、速やかに学校園長または教育委員会へ報告するとともに原状に復することを原則とし、要した費用は施設使用者の負担とします。
(例えば、球技をしていて学校のガラス窓を破損した場合。)

次の場合は使用許可の変更または取消しをすることがあります

- ①市または当該学校園が緊急を要することに使用するとき。
- ②天候等により、施設管理上弊害が生じる恐れがあるとき。
- ③利用者が許可事項、注意事項等に違反したとき。